

重層的支援体制整備事業実における 体制構築及び事業実施計画

1. 重層的支援体制整備事業における 体制構築

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
 - ・ 各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
 - ・ 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築

◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する

- 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 事業実施にあたっては、庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。
- そのため、体制構築に関する基本的な考え方や進め方を以下で整理している。
- 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。
- また、体制構築後も、支援体制全体の状況を把握し、より適切な体制への見直しを行っていくことも必要となる。

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

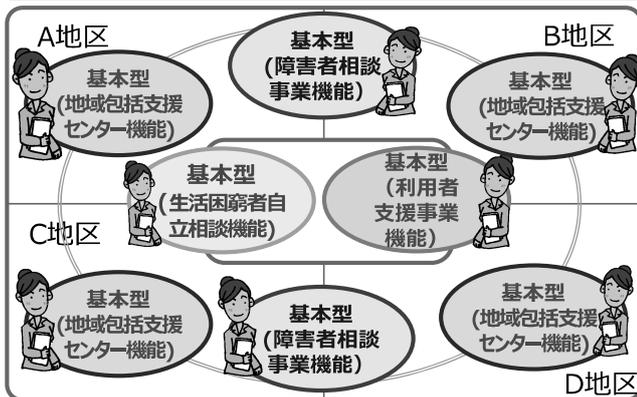
- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

類型	内容
基本型事業・拠点	○ 単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○ 複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

5

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例

※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加



6

2. 重層的支援体制整備事業実施計画について

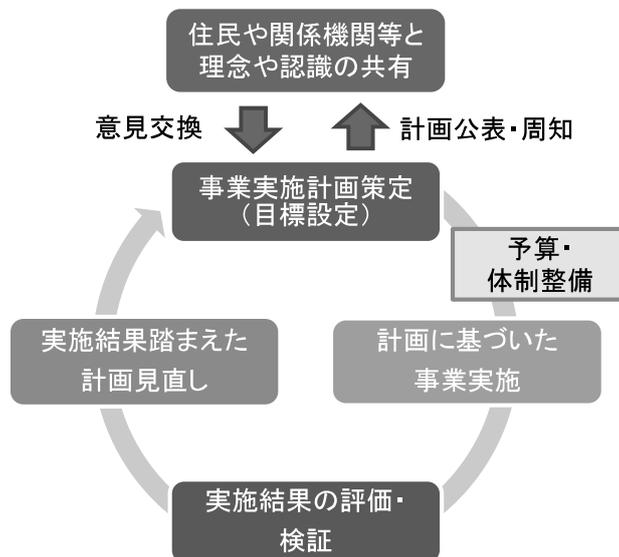
7

重層的支援体制整備事業実施計画の策定

計画策定の意義・目的

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。(法第百六条の五)
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域(住民)が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
 - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
 - ② 計画に基づいた事業実施
 - ③ 事業実施結果の評価・検証
 - ④ 実施結果等踏まえた計画見直し

PDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



計画に基づいた予算・体制の整備

- ・ 市町村においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載した内容に基づいて、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる。
- ・ 国及び都道府県からの重層的支援体制整備事業交付金の算定にあたっては、その根拠として、計画の内容や実施状況について提出・確認を行う。

8

重層的支援体制整備事業実施計画の内容

計画に記載する事項

- 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。(厚生労働省令により規定)
 - ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
(事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など)
 - ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項(※下表の記載内容例を参照)
 - ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標
(相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など)
 - ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項
(関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など)
- ※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定

※ 重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関(窓口)の設置箇所数 ・各相談支援機関(窓口)の主な対象分野、設置形態(基本型、統合型、地域型)、運営形態(直営・委託)、各機関の対象圏域等
参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等(担当機関等)
多機関協働	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法や体制等、重層的支援会議の開催形態など

9

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン(通知)(案)

ガイドラインの記載事項

- **重層的支援体制整備事業の狙い**
- **重層的支援体制整備事業の実施自治体に期待すること**
- **事業実施計画の目的と策定プロセス**
 - ・「重層的支援体制整備事業計画」は、複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、介護、障害、子ども、生活困窮の各支援機関が連携して支援する体制の構築を目指すもの。
 - ・支援体制の構築については、地域における関係機関等との丁寧な意見交換など、十分な調整や協議を図った上で、各自治体の状況に応じた体制を整備していただくことが必要。
- **事業実施計画を策定する際の留意点**
 - ・必須の記載事項と任意の記載事項について
 - ・見直しのタイミングについて(PDCA・改定等のタイミング)
 - ・公表方法について
- **市町村地域福祉計画との関係性**
 - ・市町村地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画の役割分担
- **他の法定計画との関係性**
 - ※介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画
 - ・他の法定計画における重層的支援体制整備事業として行う各種事業の位置づけ
 - ・個別の市町村が重層的支援体制整備事業を実施するタイミングと他の法定計画の改定タイミングとの整理

重層的支援体制整備事業実施計画の策定方針①

□ 地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項との関係性

- ・重層的支援体制整備事業(106条の4)は、106条の3に規定されている市町村の努力義務(第1号～3号の施策)の具体化の位置づけ
- ・従って、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを含む「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(通知)に記載されている地域共生社会の理念部分については、重層的支援体制整備事業の前提となるものである。
- ・重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、106条の3の努力義務を果たしている市町村であることを前提として、それをより積極的・高度に進める市町村との位置づけ。
- ・このため、重層的支援体制整備事業実施計画は、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な事項に特化した内容とする。

□ 必須の記載事項と任意の記載事項の整理

事業実施計画の策定プロセスは、地域の関係者間での理念の共有をはじめとして、ニーズの把握、事業実施体制の検討など、重層的支援体制整備事業の適切な実施の基盤となるもの。しかしながら、これらの議論を網羅的かつ十分に実施するには、相当の時間がかかることが想定される。

事業開始時の**必須の記載事項**は、新たな事業の事業費を見込む際の基礎となる以下の事項とする。

- ①相談支援機関、拠点等の設置箇所数、設置形態(基本型、統合型、地域型)
- ②参加支援、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制(どこに、どのような体制でおくか)
- ③重層的支援会議の実施方法
- ④関係機関間の連携に関する事項

そのほか、議論に時間を要する以下の記載事項については**任意の記載事項**とする

- ①重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- ②重層的支援体制整備事業の事業目標
- ③重層的支援体制整備事業の事業評価・見直しに関する事項

※なお、計画の記載事項としては任意であったとしても、事業を開始するためには地域の支援関係者からの理解・合意を得る必要があるため、これらの項目の大枠や方向性は、事業開始の際には公表されてしかるべきものである。

11

重層的支援体制整備事業実施計画の策定方針②

□ 計画の見直しのタイミング(計画を用いたPDCAの実施)について

必須の記載事項の変更が見込まれる場合には、該当の体制が変更となる事業年度に間に合うように、見直しに向けた議論を開始する。

任意の記載事項については、市町村毎に約3年～5年程度で設定するPDCAのスパンに合わせて、実施計画見直しの議論を行うことが想定される(なお、支援体制に係る関係者間の議論・調整は恒常的・継続的になされるべきものであり、この議論に基づく必要な見直しを妨げるものではない。市町村ごと、柔軟に実施いただきたい。)

中長期的な視点に立った記載(例地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針:)については、重層的支援体制整備事業実施計画の前提となっている地域福祉計画の見直しタイミングとも合わせて考えることが有効。

□ 公表のタイミングについて(特に計画変更の際)

公表の方法は市町村HPへの掲載などにより、支援関係者が随時でアクセス可能な状態にする。(計画変更があった場合も同様)

□ 計画記載事項となる重層的支援体制整備事業の具体的な体制を議論する庁内の協議体の設置を必須とする

- ・メンバー 各事業を所管する課の職員、交付金を執行する課の職員、他の支援関係の事業を所管する課の職員(例 若者支援) 分野横断の政策のとりまとめ課(企画課系)
- ・議題 ①相談支援機関、拠点等の設置箇所数、設置形態(基本型、統合型、地域型)、②参加支援、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制(どこに、どのような体制でおくか)、③市町村内の支援機関全体の連携体制 など

□ 重層的な支援体制のあり方や重層的支援体制整備事業の目標について議論する支援関係機関・市町村・住民などの協議体の設置に努める

- ・メンバー 支援関係機関・市町村の職員・地域住民等
- ・議題 地域共生社会の理念や重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針

12

重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ①

各種関連計画との関係①

- 地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。(法第107条第1項第1号)
※ 地域福祉計画と各分野の計画については、その共通的事項について調和が保たれている必要がある。
 - 重層的事業計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合(注)していることが必要。
- ※ 特に、重層的支援体制整備事業として、各分野の一体的に取り組むこととなる以下の各事業に関する事項については、共通事項となる。

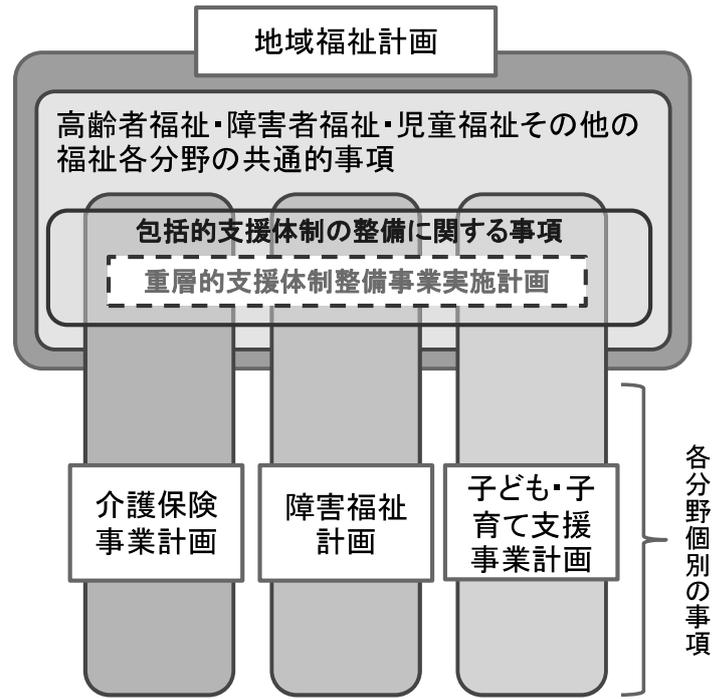
【相談支援】

- <介護> 地域包括支援センター
- <障害> 障害者相談支援事業
- <子ども> 利用者支援事業

【地域づくり支援】

- <介護> 地域介護予防活動支援事業
- <介護> 生活支援体制整備事業
- <障害> 地域活動支援センター事業
- <子ども> 地域子育て支援拠点事業

【各種関連計画の関係イメージ図】



注) 各関連計画については、各制度全体の計画として、介護・障害は3年毎、子どもは5年毎に策定されることとなっている。重層的事業計画は、事業内容の具体的な実施方法等を規定するものとして、地域福祉計画及び各関連計画の範囲で、年度毎などで見直しが行われることを妨げない。

重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ②

各種関連計画との関係②

		社会	介護	障害	子ども
		計画期間なし	(3年)	(3年)	(5年)
2015	27		第6期	第4期	第1期
2016	28				
2017	29				
2018	30	大臣指針案を7月に提示済み。現在公布に向けて準備中	第7期	第5期	第6期に向けた指針は5月に公布済み。現在、計画策定の通知案を作成中
2019	R1				
2020	R2				第2期
2021	R3	(改正法施行)	第8期	第6期	
2022	R4				子ども・子育て会議等で議論
2023	R5				
2024	R6		第9期	第7期	
2025	R7				第3期

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)

はじめに(P1～7)

○地域共生社会の実現が必要

- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
- ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
- ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりにまとめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
- ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
- ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8～10)

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P11～26)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	

社会福祉法百六条の三第二項に基づく指針(大臣告示)の補足説明

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P27～50)

1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項
	(2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項
	(2)支援計画の基本姿勢
	(3)支援計画策定の体制と過程

重層的支援体制整備事業の指標

重層的支援体制整備事業の指標について(イメージ)

1. 指標を設定する目的

- 重層的支援体制整備事業を推進していくにあたり、当該事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにすることが重要である。そのようなデータは、国・自治体における予算確保や将来の事業設計を検討するためにも必要である。

2. 重層的支援体制整備事業の指標の考え方

- 重層的支援体制整備事業の実施に伴う効果は、個別支援の実績だけでなく、事業実施により市町村内の包括的な支援体制の構築に向けてどのような取組をしているか、どのような変化があったか、というプロセス面も重視する必要がある。

- このような観点から、実績把握は以下の3つの階層に分けて整理を行う。

- ・マイクロ: 個別支援の実績(支援件数、対象者の状態の改善 など)
- ・メゾ: 市町村内の包括的な支援体制の構築状況(重層的支援会議の開催状況、連携機関数の変化 など)
- ・マクロ: 事業実施による地域全体に対する変化(地域の協働を促すプラットフォームの構築状況 など)

- このうち、個別支援単位で把握するマイクロレベルの実績については、

- ・ 多機関協働事業
- ・ 参加支援事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
の支援実績を通じて把握するものとする。

※包括的相談支援事業や地域づくり事業は、新たにマイクロレベルの指標の設定は行わない。既存事業で実績を収集している場合は、引き続きその枠組みでデータを収集する。

- なお、マイクロレベルの実績把握と比較すると、メゾ・マクロレベルの効果的な実績把握については未整理の部分も多いが、いくつかの評価指標を試行的に活用しながら、今後、研究事業等を通して、重層的支援体制整備事業の実施によるメゾ・マクロレベルの変化を把握・分析することを通じて、発展させていきたい。

マイクロレベルの指標のイメージ

- ミクロレベルの指標は、支援プランの記入内容や定期的な評価に基づき、月次または3ヶ月ごとに多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業等が集計する。これらの実績報告の頻度は以下のとおり。
 - ・ 各事業実施者から市町村への報告は、市町村が法定の事業実施主体であり、事業の進捗について常時把握し、必要な調整を行うべきであることから、調査項目にあわせて月次の場合と3ヶ月の場合を設定する。
 - ・ 一方、市町村から国への報告は、適時のタイミング(予算要求など)で各市町村の実績を集約できればよいことから、3ヶ月ごとに行う。

■ 「多機関協働事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を対象に以下の項目のデータを収集する。

<月次調査>

1. 事業全体の実績評価の項目

<多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等事業>
新規相談受付件数、プラン作成件数、(プラン作成件数のうちの)終結件数

2. 個別のプランに基づく評価の項目

<多機関協働事業>

- ・ 性別、年齢
- ・ (プラン作成者のうちの)本人が抱える課題の数
- ・ 相談の受付経路別件数
- ・ 相談のつなぎ先の件数
- ・ 支援期間

<アウトリーチ等事業>

- ・ 性別、年齢
- ・ (プラン作成件数のうちの)本人が抱える課題の数
- ・ アウトリーチ実施回数(本人に対して実施した、面談・電話・メール・手紙・SNS・物資支援、その他等を選択)
- ・ 同行支援件数
- ・ 支援期間

<参加支援事業>

- ・ 性別、年齢
- ・ (プラン作成件数のうちの)本人が抱える課題の数
- ・ 定着支援期間
- ・ 定着支援回数(本人に対する訪問・面接・メール等)
- ・ つなげようとした場の数(つながらなかったものも含む)
- ・ 支援期間

<3ヶ月毎の定期調査>

※多機関協働事業でプランを作成したケースを対象とする。

3. 定期的な評価の項目

- ・ つながり指標(個別のケースごとのつながりや伴走型支援の状況)

2

新スライド

つながり指標の考え方

- つながり指標は、「意欲」「自己肯定感」「対人関係」「社会参加」「相談」の5つの視点を設けたものである。
- つながり指標の設定の目的は、次の2つである。
 - ① つながり指標を通じて、「つながり続ける支援(伴走型支援)」がどのような状態の人に対して、どの位の期間や回数実施されているのかを把握する(※)。
 - ② また、つながり指標を通じて、本人の状況と支援の状況を理解し、支援員の支援の向上と振り返りを行うためのツールとして活用する。
- 加えて、つながり指標を用いることで、以下についても把握が可能となる。
 - ・ 支援者側の日々の業務負担やケースごとの支援の難しさを把握すること
 - ・ 主たる支援者が交替等しても継続的につながり評価を行うことで、重層的支援体制整備事業の実施による「市町村全体の体制」への成果を明らかにすること

※支援の終結時に最も良い状態と考えられる「4」になることを目指すものではなく、行きつ戻りつする本人の状態に寄り添いながら、つながり続ける支援者の取組を評価する。

指標の評価

- 相談受付時に1回目のチェックを行い、その後、3ヶ月ごとに12ヶ月間チェックを行う。

<チェックのイメージ>

	意欲	自己肯定感	対人関係	社会参加	相談
1回目 (相談受付)	1	1	1	1	1
2回目 (3ヶ月後)	1	1	1	1	2
3回目 (6ヶ月後)	2	1	1	1	1
4回目 (9ヶ月後)	2	2	2	1	2
5回目 (12ヶ月後)	3	3	3	1	1

左記<2>について
3ヶ月間、多機関協働事業を利用していた人の状態像の把握

左記<1>について
「社会参加」や「相談」は大きな変化がないが、その間、支援機関が何度も本人と関わり信頼関係を作った支援を行っていたことを把握

アウトプットイメージ

<1> 伴走型支援の状況把握

- 1回目～5回目の結果×アウトリーチ回数
- 1回目～5回目の結果×同行支援回数(内容)
- 1回目～5回目の結果×定着支援回数(内容)等



(長期にわたり、本人の状態は大きく変化せず、行きつ戻りつ状況であったとしても)、**支援者は本人とつながり続け伴走型支援を行ったことを示す**

<2> 各事業の相談者像の把握

- つながり指標の結果×多機関協働事業の支援期間
- つながり指標の結果×参加支援事業の支援期間
- つながり指標の結果×アウトリーチ事業の支援期間 等



多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ事業等の**利用者の状態像を示す**(複雑化・複合化した相談者像の明示)

<3> 市町村全体の体制整備の効果

- 1回目～5回目の結果



原則1年間にわたり本人に関わる多様な支援関係者が集い、つながり評価のチェックを行うことにより、**市町村全体の支援体制の効果を示す**

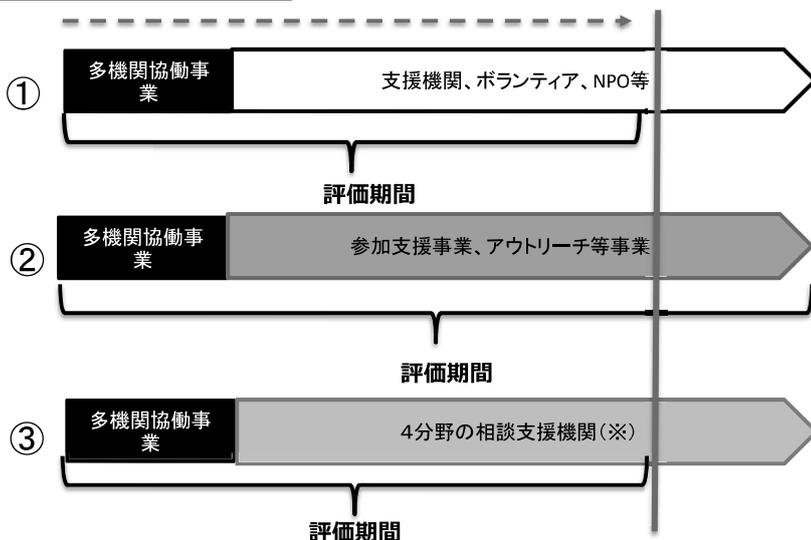
評価の実施の基本的考え方

- つながり指標のチェックは、原則として支援者(評価実施者)が本人とコミュニケーションを取りながら行うものである。ただし、多様な状態像の人が相談に訪れることが想定されることから、本人の状態に応じて、その都度、適切な方法をとることが望ましい。具体的には、以下のような方法が考えられる。

- ① 本人との会話を通じて、支援者が本人の状態を把握し評価実施者がチェックを行う
- ② 本人と一緒に評価項目を読み上げながらチェックを行う
- ③ 本人と直接会うことができていないなどの段階においては、評価実施者と支援関係者が情報交換を行った上で評価実施者がチェックを行う

評価期間の考え方

1年間



- つながり指標は、多機関協働事業でプランを作成したケースを対象とする。
- また、評価期間は、原則として多機関協働事業による支援開始から1年間とする。
- ただし、多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等事業の3事業のいずれかによる支援が1年を越えて実施される間は、つながり指標等による評価を実施する。(②の場合)
- また、この場合は、3事業すべての支援が終了した時点で、評価の実施も終了となる。

※地域包括支援センター、障害者相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業

- 支援プラン決定までの間(※)など、多機関協働事業者が支援をしている間は、評価実施者は多機関協働事業が担う。また、多機関協働事業以外に複数の支援機関が関わっている場合であっても、多機関協働事業者が担当する。
 - ※複合化・複雑化したケースにおいて、多機関協働事業の支援プランが決定するまでに数ヶ月を要する場合を想定。
- 多機関協働事業による支援から、参加支援事業者あるいはアウトリーチ等事業者による支援につないだ場合には、当該2事業のうち主たる支援機関が評価実施者となる。
- また、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業による支援から、4分野の支援機関による支援につないだ場合には、4分野のうちで主たる支援機関が評価実施者となる。
- このほか、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業による支援が終結し、その後、4分野以外の支援機関やボランティア等の地域の関係者へつないだ場合には、多機関協働事業者が評価実施者となりつなぎ先と連携しながら情報を収集し評価を行う。
- なお、上記いずれの場合においても、評価実施者の決定は、原則、重層的支援会議で関係者と協議をした上で行う必要がある。
- また、つなぎ指標のチェックにあたっては、原則として、重層的支援会議あるいは支援会議の場を活用し、評価実施者単独の判断ではなく、本人に関わる多様な支援関係者による確認と協議を行うものとする。

メゾ・マクロレベル（支援体制や地域づくり）の指標のイメージ

- メゾ・マクロレベルでの指標としては、地域づくりや組織体制に関連する事項が多い。
- データの収集は基本的には、**年次調査**で自由記述方式で収集していくことを想定している。

明らかにしたい内容	着目する視点	収集するデータ
<ul style="list-style-type: none"> • 支援者の支援のあり方に良い変化があった 	<ul style="list-style-type: none"> • 世帯全体の支援の視点 • つながり続ける支援の意識 	<ul style="list-style-type: none"> <自由記述> • (4分野の支援機関に対して)世帯全体を捉えて支援ができるようになったか • 本人に伴走する支援の視点を持つことができているか。また伴走するための体制を作るよう地域に働きかけるようになったか など
<ul style="list-style-type: none"> • 自治体の体制にとって良い変化があった 	<ul style="list-style-type: none"> • 支援機関間の連携強化 • 行政の運営手法の変化 • 障害、高齢、児童、困窮の各担当職員の勤務状況の変化 	<ul style="list-style-type: none"> • 重層的支援体制整備事業全体、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ事業に対する4分野の支援機関の満足度 • 重層的支援会議の実施形態、各種計画の作成プロセス、機構改革の実施等 <自由記述> (例)多機関・多職種連携を進める仕組みの導入 <自由記述> • 他の分野との円滑な連携が可能となり、働きやすくなった など
<ul style="list-style-type: none"> • 地域の人々同士のつながりが豊かになった 	<ul style="list-style-type: none"> • 他者とのつながりの豊かさに関する変化 	<ul style="list-style-type: none"> • 居場所や参加の場の数 • ボランティア活動参加者数 <自由記述> • より多様な分野の人が地域活動に参加するための工夫や具体的な取組内容について
<ul style="list-style-type: none"> • 重層的支援体制整備事業を実施したことにより、地域全体に良い変化があった 	<ul style="list-style-type: none"> • 既存の地域活動の活性化 • 支援につながった件数 • 自治体内のリスクの軽減 	<ul style="list-style-type: none"> <自由記述> • より多様な分野の人が地域活動に参加するための工夫や具体的な取組内容について <自由記述> • 社会資源を新たに創造したり、開発した取組内容について • ホームレスの数 • 虐待の相談件数 • 自殺者の数(年代別での収集)
<ul style="list-style-type: none"> • 連携のプラットフォームの主体を更に拡げていく必要性があった 	<ul style="list-style-type: none"> • 障害、高齢、子ども、困窮の4分野以外の事業の包括化の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> • 既存事業以外の連携先の数や種別の変化(※ミクロレベルのデータを活用して収集)

帳票の基本的考え方

- 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、別添の帳票を用いることを基本とする。
- プランシートは、重層的支援会議に図り支援の方向性を定める際に用いるものであり、また、評価シートは、終結や再プランを検討する際に活用するものであることから、原則として全ての事業者が用いることが望ましい。
- また、多機関協働事業は、月次報告を行う際に、インタビュー・アセスメントシートからデータを収集することとなるため、原則としてインタビュー・アセスメントシートを用いることを推奨する。

各事業者が用いる帳票の一覧

<多機関協働事業用>

1. インタビュー・アセスメントシート
2. プランシート
3. 評価シート

<参加支援事業用>

1. プランシート
2. 評価シート

<アウトリーチ等を通じた継続的支援事業用>

1. プランシート
2. 評価シート

多機関協働事業インテーク・アセスメントシート

受付 番号		氏名		最終 更新日	西暦	年	月	日
主担当者			備考					

■相談経路・相談歴

相談経路			
これまでの相談歴がある機関（本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認）			
就 労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体（就労訓練事業を含む） <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合（生協等） <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保 護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所（生活保護担当部署） <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
医 療	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> （医療機関の内、無料低額診療実施機関） <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	生 活 ・ 金 銭	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署（年金事務所含む） <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体（フードバンク等） <input type="checkbox"/> 小口貸付（生活福祉資金除く） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（生活福祉資金） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業） <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
障 害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住 居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署（居住支援協議会） <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
高 齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	そ の 他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者（電気・ガス・水道） <input type="checkbox"/> 保健所（動物・ペットの多頭飼育等） <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（資金、日常生活自立支援以外） <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他（ ）
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高（特別支援含む）学校 <input type="checkbox"/> 大学等（高等専門学校、専修学校、各種学校含む） <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室（福祉事務所） <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター		

相談歴の概況／相談経緯（誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載）

■本人の主訴・状況（生活歴を含む）

インテーク・アセスメントシート

■本人の主訴・状況(続き)

(1) 家族・地域関係・住まい

同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで 人) <input type="checkbox"/> 無	別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()	子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人→扶養 人)
家族の状況 (子どものことを含む)			
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他()	地域との関係	
特記事項			

(2) 健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い	通院先/ 服薬・診断・ 症状等	
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない	障害手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 身体 (級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)() <input type="checkbox"/> 精神 (級) 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず
特記事項			

(3) 収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額 円) 月々出ていくお金 (月額 円)	家計状況	
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない	滞納 債務	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 債務あり <input type="checkbox"/> 債務なし
公的給付 (受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 老齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他()	生活保護	
特記事項			

参加支援事業のプラン

受付番号		※プラン作成日	西暦 年 月 日
※作成回	プラン()回目	※主担当者	
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)

■解決したい課題

■目標(目指す姿)＜本人が設定＞

■実施内容＜関係支援機関が実施すること＞

実施者 (本人・家族等・関係支援機関など)	実施内容(実施事項・期間・頻度など)

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	西暦 年 月 日 まで	※次回モニタリング時期	西暦 年 月
--------	-------------	-------------	--------

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン

受付番号		※プラン作成日	西暦 年 月 日
※作成回	プラン ()回目	※主担当者	
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)

■解決したい課題

■支援目標

■実施内容<関係支援機関が実施すること>

実施者 (本人・家族等・関係支援機関など)	実施内容(実施事項・期間・頻度など)

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	西暦 年 月 日 まで	※次回モニタリング時期	西暦 年 月
--------	-------------	-------------	--------

評価シート

ID				氏名			
※評価回	評価()回目	※評価担当者			評価記入日	西暦	年 月 日

■目標の達成状況

※目標の達成状況								
※見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定 <input type="checkbox"/> 医療機関受診開始 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 障害手帳取得 <input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善 <input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> 家計の改善 <input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加 <input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加 <input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外) <input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)						
		社会面	<input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む)) <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的) <input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等) <input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始 <input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学 <input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加					
			他	<input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった							
現在の状況と残された課題								

※評価日現在の状態像	意欲	<input type="checkbox"/> 1. 就労や生活全般(家事、遊び、趣味、身の回りのこと)等に対して意欲が持てない <input type="checkbox"/> 2. 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある <input type="checkbox"/> 3. 2に加え、就労やボランティア活動等の社会参加に関心がある <input type="checkbox"/> 4. 就労やボランティア活動等の社会参加を行おうとしている。または既に行っている
	自己肯定感	<input type="checkbox"/> 1. 自分には良いところがないと考えていて、受け入れられない <input type="checkbox"/> 2. 自分のことを否定的に話してしまうことが多く、限られた身近な人等からしか認められていないと感じる <input type="checkbox"/> 3. しばしば自分のことを否定的に話すが、自分の良い点を挙げることができる <input type="checkbox"/> 4. 自分のことを肯定的に受け止めている
	対人関係	<input type="checkbox"/> 1. 一対一の関係で、相手の話を聞くことができない <input type="checkbox"/> 2. 一対一の関係で、相手の話を聞くことはできる <input type="checkbox"/> 3. 一対一の関係で、相手に配慮した言動ができる <input type="checkbox"/> 4. 集団において相手に配慮した言動ができる
	社会参加	<input type="checkbox"/> 1. 社会との接点を持たず外出もままならない <input type="checkbox"/> 2. 限られた身近な人(家族や友人等)や支援者との関わりがある <input type="checkbox"/> 3. 身近な人(家族や友人等)や支援者以外にも、仕事・学校・地域活動・趣味・遊び等で、月1回から数回程度、会う人と場がある <input type="checkbox"/> 4. 仕事・学校・地域活動・趣味・遊び等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある
	相談	<input type="checkbox"/> 1. 困った時に相談できる人や支援機関が1つもない <input type="checkbox"/> 2. 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あるが、いずれも信頼して相談できる関係ではない <input type="checkbox"/> 3. 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あり、そのうちの1つと信頼して相談できる関係にある <input type="checkbox"/> 4. 困った時に相談できる人や支援機関が複数あり、そのうちの複数と信頼して相談できる関係にある

■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見

※本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望 <input type="checkbox"/> 継続を希望	スタッフの意見	
--------	--	---------	--

評価シート

<重層的支援会議における評価実施>

注:他機関へのつなぎにより終結する場合は、対象者が他機関に既につながっている状態であること。

※重層的支援会議開催日	西暦 年 月 日	※プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (終結の内、他機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (決定日:西暦 年 月 日)
終結後の対応／再プラン時の留意点			

■終結時のつなぎ先情報

注:終結の内、他機関へのつなぎが「あり」にチェックした場合は必須

※終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)

これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署		<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
医療		生活・金銭	
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設		
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	住居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター		<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他 ()

特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)	
----------------------------	--

令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

重層的支援体制整備事業に係る自治体等における
円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究

令和3(2021)年3月

発行 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

電話：03-6733-1024

FAX：03-6733-1028